

1 議 事 日 程（第1日）

（平成29年第2回有田川町議会定例会）

平成29年6月6日
午前9時30分開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
平成28年度有田川町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
平成28年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
平成28年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
平成28年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
平成28年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
平成28年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
平成28年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第11 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
平成28年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
平成28年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
平成28年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

号)

- 日程第14 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
平成28年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第15 報告第12号 平成28年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第16 報告第13号 平成28年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第17 報告第14号 平成28年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第18 報告第15号 平成28年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第19 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第20 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第22 報告第19号 一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について
- 日程第23 議案第35号 平成29年度有田川町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第36号 平成29年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第
1号)
- 日程第25 議案第37号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第26 議案第38号 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第39号 有田川町生産物販売施設条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第28 議案第40号 有田川町辺地総合整備計画の策定について
- 日程第29 議案第41号 有田川町道路線の認定について

2 出席議員は次のとおりである(14名)

1番	谷 畑 進	2番	小 林 英 世
3番	辻 岡 俊 明	4番	林 宣 男
6番	殿 井 堯	7番	佐々木 裕 哲
8番	岡 省 吾	10番	堀 江 眞智子
11番	中 山 進	12番	新 家 弘

13番 湊 正 剛

14番 増 谷 憲

15番 橋 爪 弘 典

16番 亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（2名）

5番 森 本 明

9番 森 谷 信 哉

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

1番 谷 畑 進

16番 亀 井 次 男

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町 長 中 山 正 隆

副 町 長 山 崎 博 司

住民税務部長 清 水 美 宏

福祉保健部長 早 田 好 宏

総務政策部長 中 裕 準

消 防 長 栗 栖 誠

産業振興部長 立 石 裕 視

建設環境部長 鈴 木 幸 敏

総 務 課 長 竹 中 幸 生

企画財政課長 中 屋 正 也

教育委員長 堀 内 千 佐 子

教 育 長 楠 木 茂

教 育 部 長 山 田 展 生

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 一 ツ 田 友 也

書 記 林 美 穂

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

5番、森本明君及び9番、森谷信哉君から欠席の届出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達していますので、第2回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成29年第2回有田川町議会定例会を開会します。

~~~~~

開議 9時31分

○議長（湊 正剛）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、

1番、谷畑進君、16番、亀井次男君を指名します。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（湊 正剛）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員会から、6月1日に開催された委員会の結果について御報告願います。

議会運営委員会委員長、橋爪弘典君。

○議会運営委員長（橋爪弘典）

15番の橋爪です。

皆さん、おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告申し上げます。

去る6月1日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から6月21日までの16日間とさせていただきます。一般質問は14日、15日としております。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。日程第4から日程第29までの、報告19件、議案7件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めた後、全員協議会にて御審査をいただきたいと思いません。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第1号から報告第19号についての議案審議を本日もお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。御報告といたします。ありがとうございました。

○議長（湊 正剛）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日から6月21日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月21日までの16日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（湊 正剛）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告19件、議案7件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12人です。

次に、監査委員より、平成29年2月、3月、4月分の例月現金出納検査の結果及び平成28年度水道事業棚卸検査の結果について、それぞれお手元に配付のとおり報告されています。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4から日程第29までの報告19件、議案7件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第29までの報告19件、議案7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

それでは、定例会の提案理由の説明をしたいと思います。

本日、ここに平成29年第2回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しいところ、御参集賜り厚く御礼申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、去る4月1日付で職員の人事異動を発令しましたので、御紹介いたします。建設環境部長の鈴木幸敏でございます。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

鈴木です。どうぞよろしく申し上げます。

○町長（中山正隆）

なお、説明員として出席する者は、副町長、教育委員長、教育長、部長職7名、課長職2名、私を含め13名が常時出席いたします。

また、議案によって、清水行政局長を初め、課長等が出席する場合につきましては、当日の議会開会までに議長に申し出て、許可を得るようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして御説明申し上げます。

報告第1号から報告第11号までの11議案につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、平成28年度一般会計、各特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第1号は、平成28年度有田川町一般会計補正予算第7号であります。今回の補正は、町税、各交付金、地方交付税、国及び県支出金及び町債等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、減債基金

に5億5,000万円を積み立て、また、翌年度の財源として、予備費に2億1,723万円を確保いたしております。これにより、1億4,747万8,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は、155億1,709万1,000円と相なりました。

報告第2号は、平成28年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、国庫支出金、療養給付費交付金及び繰入金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1億8,002万円の減額補正となり、補正後の予算総額は、44億3,811万3,000円と相りました。

報告第3号は、平成28年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、繰入金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、266万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、7億312万3,000円と相りました。

報告第4号は、平成28年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、繰入金及び国・県支出金、支払基金交付金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額する一方、翌年度の財源として、予備費に4,928万4,000円を確保した結果、5,146万3,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、30億6,225万4,000円と相りました。

報告第5号は、平成28年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、1,119万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、2,092万2,000円と相りました。

報告第6号は、平成28年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、事業費、管理費等が確定したことにより、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、2,205万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、8億4,156万7,000円と相りました。

報告第7号は、平成28年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、事業費等が確定したことにより、負担金、繰入金、諸収入等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、899万7,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、24億8,272万1,000円と相りました。

報告第8号は、平成28年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、分担金、使用料、繰入金等が確定しましたので、これを補

正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,243万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、2億8,342万9,000円と相なりました。

報告第9号は、平成28年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額35万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、176万9,000円と相なりました。

報告第10号は、平成28年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額37万4,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、818万8,000円と相なりました。

報告第11号は、平成28年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、461万6,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、6,730万5,000円と相なりました。

報告第12号から報告第14号までの3議案は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による、繰越計算書の報告についてであります。

報告第12号は平成28年度の一般会計予算の経費を平成29年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第13号は、平成28年度の簡易水道事業特別会計予算の経費を平成29年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第14号は、平成28年度の公共下水道事業特別会計予算の経費を平成29年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第15号は、地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越計算書の報告についてであります。平成28年度の水道事業会計予算の経費を平成29年度に繰り越して使用するため、繰り越し計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第16号から報告第18号までの3議案は、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、条例制定の専決処分について議会の承認を求めるものであります。

報告第16号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正が行われ、平成29年4月1日より施行されることに伴い、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。

報告第17号は、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、有田川町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点として、個人住民税について、配偶者控除の見直しなど、軽自動車税については、グリーン化特例の見直し、固定資産税については、課税標準の特例措置の制定など、それぞれの改正を行うため、本条例の一部を改正したものであります。

報告第18号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、有田川町国民健康保険税条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点として、軽減措置について、世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額の引き上げを行います。以上の改正を行うため、本条例の一部を改正したものであります。

報告第19号は、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。有田川町ふるさと開発公社は、一般財団法人として、4期目を迎えています。昨年度末には二川温泉の源泉枯渇問題等発生し、温泉としての営業は現在休業中でありまして、隣接する宿泊施設白馬につきましても、予約営業とするなど、公社の施設運営を取り巻く環境も大きく変わってきている中、新たな取り組みといたしましては、天候に恵まれた日曜日には、田舎こんにやくの制作実演販売を、あさぎり周辺で行うなど、集客方法にも力を入れているところであります。ここで、平成28年度の業績をみてみますと、事業収入は1億4,750万円、前年比78%となっています。事業収入で前年度を上回った施設は8施設のうち、3施設ございます。コテージ・やすけにつきましましては、1,452万円、前年比107%、オートキャンプ場につきましましては593万円、前年比109%、遠井キャンプ場につきましましては、300万円、前年比193%、となっています。逆に前年度を下回った施設は、あさぎりが5,157万円、前年比73%、しみず温泉健康館が1,216万円、前年比91%、ふれあいの丘が、2,385万円、前年比98%となっています。あさぎりが大きく前年度を下回った理由としましては、毎週木曜日を定休日としたことも影響していると思われれます。また、宿泊施設白馬が宿泊プラン等の見直しで、3,232万円、前年度比64%、二川温泉につきましましては、たび重なる設備のふぐあい等により、営業日数が大幅に減少したため、380万円、前年度比43%となり、全体では前年と比べ約4,055万円の減収となっているところであります。続きまして、事業費用につきましましては、3,748万円、前年比75%となっています。食文化提供事業の収入減少に伴い、前年比で約1,231万円の減少となっています。次に各施設全体の管理費用は、1億2,925万円、前年比82%となっています。前年と同様、施設の老朽化



により、修繕費などは増加していますが、退職者の補充を行わず、残りの人員で施設間の協力体制の構築や、シフトの見直しをすることにより、人件費は大きく減少しています。管理費全体としては、前年比で約2,794万円の減少となっています。次に、営業利益でございますが、事業収入の1億4,750万円から事業費用と管理費用を合わせた費用、1億6,673万円を差し引いた結果、マイナスの1,923万円となり、前年比にしますと約30万円の減益となっており、これに補助金や指定管理料などを含めました、年間の経常利益につきましては271万円の黒字となっています。

御承知のとおり、ふるさと開発公社も組織の見直し、従業員の意識改革による収益率の向上等、新たな目標のもと、各施設の特長を生かした管理運営に努められており、平成28年度につきましても、引き続き黒字経営を維持しているところであります。今年度は、5月よりしみず温泉健康館及びあさぎりの定休日を無くし営業を行うほか、ふれあいの丘に小規模ではありますが、トライアルコースを整備し、新たな客層の集客に努める予定となっています。また、昨年度より和歌山県が行っている、水の国、わかやま。のキャンペーンが引き続き行われており、有田川を中心に、五郷溪谷、湯川溪谷など、水に関連する自然豊かな観光資源のPRに努め、集客を図っていこうと考えています。

国道480号は、高野山と有田市を結ぶサイクリングコースとして、整備が行われているところであり、自転車が通行していることを示す青色の側線が現在設置されているところであります。

清水地域には、自然豊かな観光資源や、あらぎ島を代表とする美しい田園風景が各地区にございますので、大勢のサイクリストの皆様が訪れ、地域が活気づくことを期待しているところであります。

人口減少の中、観光事業も大変難しい時期ではございますが、ふるさと開発公社の全職員がおもてなしの心を忘れず頑張っていこうと努力していますので、議員皆様方におかれましても、御指導、御協力よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、ふるさと開発公社の経営状況報告を終わります。

議案第35号は、平成29年度有田川町一般会計補正予算第1号であります。今回の補正の主なものは、2款総務費の総務管理費では、財産管理費で集会所等改修補助金として300万円を、企画費で一般コミュニティ助成事業補助金として130万円を、地方創生推進交付金事業で補助金の交付決定を受けて、ぶどう山椒ブランド化推進事業費として750万円を、4款衛生費の保健衛生費では、保健センター費で備品購入費として60万円を、7款商工費では、観光費で体験工房わらしの報酬を217万1,000円減額し、賃金として191万5,000円を、8款土木費の道路橋りょう費では、道路新設改良費で社会資本整備総合交付金事業の交付内示を受けて、事業費で1,510万円の減額を、9款消防費では自治防犯費で、備品購入費として

47万円を、10款教育費の教育総務費では、義務教育振興費で循環型社会の構築と自然エネルギー推進基金を活用し、教育活動奨励金として120万円を、小学校費では御霊小学校の修繕料として108万円を、社会教育費では図書館費の図書購入費として20万円を、保健体育費では学校施設環境改善交付金事業の交付内示を受けて、きび体育館非構造部材耐震化事業費として、4,496万6,000円を、また、町民の方から、町のために役立ててほしいと2万円、安全防災などに役立ててほしいと33万3,000円、アレックの図書購入に役立ててほしいと20万円、保健センターの運動器具などの購入に役立ててほしいと30万円、御寄附をいただきましたので、それぞれ補正を計上し、その他所要の補正を行った結果、歳入歳出それぞれ4,524万5,000円を追加し、補正後の予算総額は147億7,224万5,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしまして、国庫支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債を充てることにいたしております。

議案第36号は、平成29年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、医療費通知の回数をふやすために保健衛生普及費の役務費及び委託料に117万4,000円を補正するものです。補正総額は、117万4,000円を追加し、補正後の予算総額は、47億784万3,000円と相りました。なお、補正額の財源といたしましては、県支出金を充てることにいたしております。

議案第37号は、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地域交流センターアレックの研修室などの使用料について、時間単位での貸しへ変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第38号は、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消防組織法の規定に基づく消防団組織を定める、有田川町消防団組織等に関する規則の一部改正に伴い、団長等の報酬の改正を行うものであります。

議案第39号は、有田川町生産物販売施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。高原の家しみずは、現在営業を停止しており、取り壊す予定のため、所要の改正を行うものであります。

議案第40号は、有田川町辺地総合整備計画の策定についてであります。上六川・西辺地地域において、町道迂り石線道路改良工事を、生石辺地及び久野原辺地地域においては、火災時における初期消火体制の確保、地域住民の生活安全を図るため、防火水槽の設置を、それぞれ新規に計画策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第41号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字下津

野・西丹生図地内、町道北筋丹生図2号線、延長680メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湊 正剛）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に、3階中会議室において、全員協議会を開催しますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

休憩 10時03分

再開 13時10分

~~~~~

○議長（湊 正剛）

再開いたします。

……………日程第4 報告第1号……………

○議長（湊 正剛）

日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて。平成28年度有田川町一般会計補正予算第7号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

報告第1号について質疑をさせていただきます。2点ばかりお聞きします。

81ページの負担金補助及び交付金のグリーンツーリズム推進事業補助金、81万円、これは全額落としていますが、若い方々が民泊などの事業をするための助成事業とお聞きしていますが、今回、全額を落とした理由を説明していただきたいと思えます。

もう1つは97ページの図書整備業務委託料ですけども、この中で清水コミュニティセンター図書から八幡中学校への図書室への引っ越し時に図書を移動させた中で、例えば文化財にかかわっている方々から、古い書物なども処分せずに置いといてよと言っていたのに、知らない間に処分されてしまったと聞くけども、それは本当のことなのかお答えいただきたいと思えます。まず、この2点をお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

1点目、増谷議員さんのグリーンツーリズムの推進事業につきましてお答えいたします。81万円の全額減額という理由でございます。県の採択要件が厳しくなりまして、当初計画よりも規模拡大を図らなければ採択にならないということになりました。短期間での対応ができないということで、やむなく事業の取り下げを行ったものでございます。

○議長（湊 正剛）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

増谷議員さんの質疑にお答えしたいと思います。清水コミュニティセンター図書の移動に伴う本の処分については、傷みの激しいもの、また複本のあるもの等については処分しています。

以上です。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。

再度お聞きします。まず、グリーンツーリズムの件ですけれども、規模拡大が条件になったということですが、そうなりますとそういう運動団体の方が次、申請するとなったら、事業拡大した内容で出さなあかんと思うんですが、もし引き継いで申請してやっていこうという姿勢があるならば、その点で町の積極的な応援というのかな、含めて来年度に向けて頑張ってくださいという意向があるのかどうか、その点を確認したいと思います。これが1つ。

それから、教育委員会に対して、傷みの激しいものとかということよりも、私は関係者の方々がチラシを見て初めて知って、これはどうなるかわからんということで、大事な図書については置いておいてほしいと伝えてあったわけですが、それがそうならず処分されていると。この処分の内容について把握されているのかどうか、その点は。傷みの激しいものだけじゃないと思うんですよ。その点はいかがですか。

○議長（湊 正剛）

産業振興部長、立石裕視君。

○産業振興部長（立石裕視）

事業者の方、それから県のほうと十分また協議をいたしまして、町といたしましては前向きに拡大の方向で進めたいと考えております。

○議長（湊 正剛）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

今の分なんですけども、当初から関係者の方々と話を詰めたんですけど、そのときの詰め方として、ちょっと行き違いがあった部分がありました。それで、今、もう処分されているものにつきましては、もうどうしようもないということで、また一部については図書館、金屋図書館の閉架の部分に移動している部分もありますので、そこら辺、今、きっちりと調査して探しているところでございます。

以上です。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

関係者からどんなものを処分したか、売ったか、よそへ回したか、調査を求めていますよね。まだ回答はもらっていないということなんで、この調査内容についていつまで調べて回答されるのか、その点を御答弁いただきたいと思います。この処分された本の中には寄贈された本も結構あるわけですね。その点も配慮する必要があったん違うんか、行き違いって、どんな行き違いがあったんですか。やっぱり教育委員会として甘かったん違うんですかね。その点をきちっとしていただいて、関係者にきちっと説明する責任があると思うんですが、そういうことも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

教育部長、山田展生君。

○教育部長（山田展生）

実はきのうなんですけども、一部、調査した部分で回答させてもらっている部分はございます。また今後につきましても、今の閉架書庫に移動している部分について調べていくということで、きのうお答えさせてもらっているところです。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第5 報告第2号……………

○議長（湊 正剛）

日程第5、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。平成28年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第6 報告第3号……………

○議長（湊 正剛）

日程第6、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。平成28年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第7 報告第4号……………

○議長（湊 正剛）

日程第7、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。平成28年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第8 報告第5号……………

○議長（湊 正剛）

日程第8、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。平成28年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第9 報告第6号……………

○議長（湊 正剛）

日程第9、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて。平成28年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第10 報告第7号……………

○議長（湊 正剛）

日程第10、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて。平成28年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第11 報告第8号……………

○議長（湊 正剛）

日程第11、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて。平成28年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題とします。



質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第12 報告第9号……………

○議長（湊 正剛）

日程第12、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて。平成28年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第13 報告第10号……………

○議長（湊 正剛）

日程第13、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて。平成28年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第14 報告第11号……………

○議長（湊 正剛）

日程第14、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。平成28年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第15 報告第12号……………

○議長（湊 正剛）

日程第15、報告第12号、平成28年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

……………日程第16 報告第13号……………

○議長（湊 正剛）

日程第16、報告第13号、平成28年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第17 報告第14号……………

○議長（湊 正剛）

日程第17、報告第14号、平成28年度有田川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第18 報告第15号……………

○議長（湊 正剛）

日程第18、報告第15号、平成28年度有田川町水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第19 報告第16号……………

○議長（湊 正剛）

日程第19、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第20 報告第17号……………

○議長（湊 正剛）

日程第20、報告第17号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷君。

○14番（増谷 憲）

報告第17号について。税条例の一部改正ですが、今回の改正の主な点の説明をいただきたいのですが、その内容と対象人数、影響額等の説明を求めたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（湊 正剛）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員さんの御質疑にお答えいたします。今回の税条例の一部改正は、地方税法等の一部改正に伴うもので、その主要なものは個人住民税の配偶者控除並びに配偶者特別控除の見直し及び軽自動車税における車体課税のグリーン化特例の見直しと延長、そして固定資産税の特例で保育の受け皿整備の促進のための特例措置の創設、以上3点が主要なものでございます。

まず1点目の配偶者控除並びに配偶者特別控除の見直しの配偶者控除につきまして、今までは納税義務者の所得にかかわらず配偶者控除を受けられていましたが、担税力調整の必要から納税義務者の所得900万円以下では従来どおり満額の33万円の控除ができますが、所得900万円超えより段階的に控除額を引き下げ、所得1,000万円超えで適用がなくなる仕組みとなるものです。

影響といたしましては、個人住民税の平成28年度の課税状況から試算しますと、影響を受ける対象者は49人で、税額で80万円の増収が見込まれます。また、配偶者控除を補完するために設けられた配偶者特別控除では、経済成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、現在、所得控除33万円の対象となる配偶者の所得要件について、45万円未満であったところを、90万円以下に引き上げ、適用がなくなる所得について、76万円以上であったところを12

3万円超えに引き上げるものです。加えて、今まで適用がなくなるのが、所得1,000万円超えの納税義務者のみでしたが、担税力の調整の必要から、配偶者控除と同じく、所得900万円超えの納税義務者から段階的に控除額を引き下げ、所得1,000万円超えで適用がなくなる仕組みとするものです。この影響としましては、個人住民税の平成28年度の課税状況から試算しますと、影響を受ける対象者は671人で、税額で700万円の減収が見込まれます。また、今回、控除対象配偶者の呼び名を生計同一配偶者と変更いたします。なお、今回の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填されます。施行日は平成31年1月1日です。

次に、2点目の軽自動車税における車体課税のグリーン化特例の見直しと、延長につきましては、平成28年度末で期限を迎えた軽自動車税のグリーン化特例について、引き続き車体のグリーン化機能を維持及び強化する目的で重点化を行った上で、2年間、平成29年4月1日から、平成31年3月31日取得分まで延長するものです。影響といたしましては、軽課後の税額は170万4,400円となり、軽課額は87万3,000円となる見込みです。この施行期日は平成29年4月1日です。

そして、3点目の固定資産税の特例の創設につきましては、これは保育の受け皿整備のため、企業主導型保育事業に係る特例措置の創設についてで、今回、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間に、子供及び子育て支援法に基づく国の補助を受けた事業主等が、保育に係る施設を設置する場合、その用に供する固定資産に係る固定資産税について、課税標準額を最初の5年間減ずるというもので、国が一律に定めていた地方税法の特例の家庭的保育事業及び委託訪問型保育事業並びに事業所内保育事業と合わせて、地方公共団体が条例で特例措置の内容を定めることになったことから、従前の割合を参酌して2分の1とするものです。現在、本町には当該保育施設はございません。この施行期日は平成29年4月1日です。

なお、これ以外は災害に関する税制上の措置の常設化で、被災者生活再建支援法の対象となった場合、または被災市街地復興推進地域に定められた場合の固定資産税の特例です。現在、本町には適用はありません。

その他といたしましては、居住用超高層建築物に係る課税の見直し、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の延長です。いずれも本町には該当はございません。

なお、これ以外は、引用規定の整備や字句の変更等、条文の整備を行うものでございます。

以上でございます。何とぞ御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第21 報告第18号……………

○議長（湊 正剛）

日程第21、報告第18号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷。

報告第18号について質疑をさせていただきます。今回の改正の内容についてですが、5割軽減と2割軽減の対象が拡大したということですが、我が町における世帯数や影響額はどうかというのを出示していただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

住民税務部長、清水美宏君。

○住民税務部長（清水美宏）

増谷議員さんの御質疑にお答えいたします。ただいま、議員さんがおっしゃいましたとおり、今回、5割軽減と2割軽減の世帯数に掛ける数値を改正するものでございます。内容としましては、5割軽減世帯では、今まで26万5,000円であったところを27万円に引き上げ、また2割軽減世帯では48万円であったところを49万円に引き上げるものです。これによりまして、積算を行いましたら、5割軽減の対象世帯は603世帯から611世帯に、8世帯ふえ、58万7,000円の減となります。2割軽減の対象世帯は547世帯から563世帯に、24世帯ふえ、28万4,000円の減となる見込みです。以上で、7割、5割、2割の軽減世帯の合計は2,385世帯から24世帯ふえ、2,409世帯となる見込みでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第22 報告第19号……………

○議長（湊 正剛）

日程第22、報告第19号、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

報告第19号について、町長の議案説明及び、また全員協議会でも質問させていただきましたが、まず町の施設を、有田川町の施設を一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の指定管理者として、年に一度の経営の報告ということを受けて、会の報告ということになりますが、町執行部としてこの報告についての感想とか、または指摘すべき問題があったならば、この場で御説明していただきたい。

以上です。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

ふるさと開発公社につきましては、報告というよりか、経営状況については常に話し合いを持ちながらやってきております。さきの全員協議会で申しましたけれども、改善できるところは全て改善をやってほしいという申し出、それから従業員についてもしっかりとお客の商売であるので、来てくれた人にも不快感を与えるような点があるてはならないということで、私もよくあそこを利用して、気がつくところがあれば即座に嫌われ役でありますけれども、従業員には常に厳しいことを申しております。

申したとおり、あの施設については、二川温泉は別として、やっぱりあさぎり周辺の施設については、やっぱりあの地域になくてはならない施設だと考えております。

ただ、ずさんな経営をしてもええんかということでありましてけれども、そういうことは一切思っておりません。これからもできるだけ厳しい目を持って見ながら、経営が改善できるようにこれからも努力させていきたいと思っております。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第29、議案第41号を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第29、議案第41号を先に審議することに決定しました。

……………日程第29 議案第41号……………

○議長（湊 正剛）

日程第29、議案第41号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号、有田川町道路線の認定については、産業建設住民常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号有田川町道路線の認定については、産業建設住民常任委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りします。日程第23、議案第35号から、日程第28、議案第40号までの提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）



異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、6月14日水曜日、午前9時30分に開議します。

~~~~~

延会 13時43分